

事実と意見の区別

レポートや論文を書く上で最も大切なことの一つとして、「事実と意見を区別する」というものがあります。まずは、以下の文章が「事実」なのか「意見」なのか判断してみてください。

- (1) ボアソナード博士は、法政大学の学祖と言われている。
- (2) ボアソナード博士は、素晴らしい学者であった。
- (3) ボアソナード博士は、ドイツ人である。(※注：本当はフランス人です)
- (4) ボアソナード博士は、日本の近代化に重要な役割を果たした。
- (5) ボアソナード博士は、陪審制度を推進しようとしていた。

事実とは、何らかの証拠によって検証が可能な事柄のことを指します。これに対し、意見とは、個人的な見解や信念のことで、必ずしも証拠によって検証ができない事柄を指します。

両者を区別するにはどうしたらよいでしょうか。それは「真偽を問えるかどうか」で判断することができます。もし真偽を問えるのであれば、それは事実ということになりますし、もし真偽を問えないのであれば、それは意見となります。一般に、「良い・悪い」「好き・嫌い」「おいしい・まずい」「美しい・醜い」などのように形容詞で表現される事柄は、意見ということになります。

難しいのは、「他人の意見はどのようなか?」ということです。実は、他人の意見は事実として扱うことができます。その人が本当にそのようなことを言ったのかどうかについては、「真偽」を問えるからです。

それでは「法政大学は国立大学である」というのは、事実でしょうか。これは間違っただけを述べていますが、「真偽を問えるかどうか」という判断基準に照らし合わせるならば、事実ということになります。日常会話では「事実」とは暗に「正しいこと」を指すことが多いのですが、間違っただけは「真偽」を問えるため、事実になります。

それでは答えを見てみましょう。

- (1) **事実**…実際に学祖と言われているかどうかを調べることで真偽を問えます。
- (2) **意見**…「素晴らしい」かどうかは、人によって評価が分かれるため、客観的に真偽を問えません。
- (3) **事実**…内容は間違っていますが、「真偽を問える」ことなので事実になります。
- (4) **意見**…重要かどうかは、人によって評価が分かれますので、客観的に真偽を問うことができません。
- (5) **事実**…ボアソナードは陪審制度を導入することで、治外法権を撤廃するためにプラスに働くと確信していたそうです。